2　総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認に係る基幹放送設備等整備計画の内容を公表するものとする。

3　第一項の確認を受けた基幹放送事業者は、当該確認に係る基幹放送設備等整備計画の変更をしようとするときは、総務大臣の定めるところにより、変更後の基幹放送設備等整備計画を総務大臣に提出して、その確認を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の確認について準用する。

第九十六条第一項中「（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）」を削る。

第四章第四節中第百一条の次に次の一条を加える。

（確認）

**第百一条の二**　基幹放送局提供事業者は、総務大臣の定めるところにより、基幹放送局設備の整備に関する計画（以下この条において「基幹放送局設備整備計画」という。）を総務大臣に提出し、当該基幹放送局設備整備計画が認定基幹放送事業者による法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

2　総務大臣は、前項の確認をしたときは、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の内容を公表するものとする。

3　第一項の確認を受けた基幹放送局提供事業者は、当該確認に係る基幹放送局設備整備計画の変更をしようとするときは、総務大臣の定めるところにより、変更後の基幹放送局設備整備計画を総務大臣に提出して、その確認を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の確認について準用する。

第百二十四条第一号中「（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**○総務省令第三十二号**

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）を実施するため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

第一条第二項第一号中「、生年月日及び住所」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

**○外務省令第十一号**

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに外務省の所管する法令を実施するため、外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表中独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号） | 第二条及び第四条 |

**附　則**

この省令は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日から施行する。

**○財務省令第十九号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 一五、二四五人 | |
| 国税庁 | 五五、七九〇人 | |
| 合計 | 七一、〇三五人 | |

**附　則**

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十六年九月三十日までの間においては、一五、三二一人とする。

**○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号**

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考4中「「飲食店（食堂・レストラン）」、「飲食店（居酒屋等）」、「飲食店（喫茶店）」、「飲食店（ファーストフード店）」、「飲食店（その他の飲食店）」」を「「食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）」、「居酒屋等」、「喫茶店」、「ファーストフード店」、「その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）」」に、「給食事業者」を「給食事業」に改める。